

連合審査会 記録

- 1 開会日時 令和8年3月4日(水)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館7階議場
- 3 事 件 議案第34号 三次市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 4 出席委員 山田真一郎、宍戸稔、弓掛元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹、新田真一、
月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、國重清隆、片岡宏文、小田伸次、保実治、
横光春市、掛田勝彦、細美克浩、竹田恵
- 5 欠席委員 伊藤芳則、鈴木深由希、増田誠宏
- 6 説明のため出席した職員
【経営企画部】 笹岡経営企画部長、加藤企画調整課長、永迫企画調整係長
【総務部】 桑田総務部長、秋山財政課長、小山財政係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○山田副委員長 ただいまの出席委員数は18名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を開会いたします。

この際ご報告いたします。本日の委員会に、伊藤委員長より一身上の都合により欠席したい旨届出がありましたのでご報告いたします。本日は、委員会条例第十条の規定により、副委員長である私、山田が代理を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。また、鈴木委員、増田委員から、別件公務等により欠席したい旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議事に先立ち、連合審査会の審査方法等について申し上げます。この連合審査は審査の1つの特別審査形態であります。審査は質疑のみとし、採決については、この後開催いたします総務常任委員会で行いますのでご承知ください。まずは、本日の審査であります。この「過疎地域持続的発展計画案」については、現在の過疎地域持続的発展計画の期間が、令和3年度から令和7年度までとされているため、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定されたものです。本日の審査は、この計画案について説明を受けることとします。計画案については、タブレットの各常任委員会のフォルダー内に連合審査会のフォルダーを設けていますので、そこに掲載しています。次に、質疑についてであります。質疑は各委員が平等に発言できるよう、ご協力をお願いいたします。なお、どの常任委員会に所属しているかにかかわらず、全てについて質疑を行うことができますが、簡潔明瞭なものになるよう努めてください。また、執行部の説明についても同様といたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより審査に入ります。議案第34号「過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

執行部より説明を願います。

笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 おはようございます。議案第34号「過疎地域持続的発展計画の策定について」ご説明をさせていただきます。以降、着座にて説明させていただきます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づく市町村計画を策定し、引き続き過疎対策事業債を活用して、各種事業を具現化するための有効な財源を確保していこうとするものです。このたびの計画では、現行の過疎法の適用期間が令和3年度から令和12年度までの10年間となっており、前期5年の計画期間が終了するため、後期5年の計画として策定しようとするものです。過疎計画は、広島県の持続的発展方針に基づいて作成をいたしますもので、前期方針から後期方針への時点修正が県において行われていることから、本市の後期計画におきましても、前期計画からの時点修正を行い、この間に策定をいたしました第3次三次市総合計画、三次未来共創ビジョンや、各個別計画等の整合を図っております。

それでは、過疎地域持続的発展計画案をご覧ください。1ページから19ページまでが基本的事項といたしまして、市の概況や基本方針等について記載をしております。その後、施策区分ごとの主な取組などを記載しております。計画案の5ページをご覧ください。下から8行目以降に現在の課題と今後の見通しを記載いたしまして、5ページに「人口減少・少子高齢化の進行」、6ページに「自然災害の頻発化」「デジタル技術の進化」、7ページに「価値感・ライフスタイルの多様化」「誰1人取り残さない」持続可能な社会の実現」、8ページに「厳しい自治体運営への対応」の6項目を挙げており、8ページの下から3行目から「社会経済的発展の方向性」をお示ししております。9ページからは「人口及び産業の推移と動向」について記載をし、12ページから15ページまでは「行財政の状況」について記載をしております。16ページをご覧ください。「地域の持続的発展の基本方針」として、第3次三次市総合計画に掲げる目指すまちの姿「人と想いがつながり、未来につながるまち」の実現に向けて取り組んでいくこととしております。18ページをご覧ください。

「(5) 地域の持続的発展の基本目標」として、人口社会増減、概ね均衡を挙げております。

「(7)」の「計画期間」は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。続いて20ページをご覧ください。ここからは、施策区分ごとに「現状の問題点」「その対策」「計画」「公共施設等総合管理計画との整合」の順に記載をしております。「2」の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の分野の現状と問題点、その対策は、先ほど申しましたように、第3次三次市総合計画や、各個別計画等に基づいて記載をしております。以降、各分野においても同様に記載をしております。21ページ、計画に計上する事業といたしましては、総合計画の推進に資する事業のうち、従前の過疎計画に掲載されていた事業や、実施計画、令和8年度当初予算案等に計上している事業のうち、過疎対策事業債を活用することが可能な事業を、計画期間内での実施可能性を幅広に想定して計上しております。なお、過疎対策事業債を活用するためには、この計画に事業が計上されていることが必須の条件となりますので、可能性のある事業を幅広に記載しているものです。ここでは、移住・定住に関する3事業を掲載しております。事業の実施に当たりましては、市の財政状況や社会情勢の変化などを考慮し、その都度、実施の判断を行い、実施計画や予算等でお示しをさせていただきます。また、それぞれの事業につきまして、基金の積み立てができるように、過疎地域持続的発展基金積立を記載しております。公共施設等総合管理計画との整合につきましては、計画策定に当たり、記載することが求められているものです。28ページをご覧ください。「産業の振興」は基盤整備、地場産業の振興、観光振興、農業振興、商工業振興、企業誘致等に関する26事業

で、新規掲載事業は、職業訓練センター改修等事業、巴峽三次かわまちづくり計画事業、こどもの室内遊び場改修等事業、小規模事業者持続化補助金事業の4事業です。先ほど申しましたように、過疎債を活用するためには、この計画に事業が計上されている必要があります。新規掲載事業には、この巴峽三次かわまちづくり計画事業のように、現在実施している事業でありましても、現時点では過疎債を充当しておらず、今後、財源として過疎債を充当する可能性のある事業と、今後、新たに実施する見込みのある事業との2つがございます。続いて30ページをご覧ください。「地域における情報化」は2つの事業を掲載しております。続いて34ページをご覧ください。「交通施設の整備、交通手段の確保」は、道路、橋梁、農道、林道整備、生活交通確保対策、交通施設維持等に関する114事業で、新規掲載事業は三次畠敷線をはじめ63事業となっております。続いて43ページをご覧ください。「生活環境の整備」は、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、火葬場、消防施設等に関する25事業で、新規掲載事業は、斎場改修等事業、防犯灯更新事業の2事業となっております。続いて49ページをご覧ください。「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」は、保育所や福祉保健施設、高齢者福祉施設の改修の他、児童福祉、高齢者・障害者福祉、健康づくり等に関する18事業です。新規掲載事業は、障害児等保育事業補助金事業、こども家庭センター運営事業の2事業でございます。53ページをご覧ください。「医療の確保」は、病院、診療所の施設や医療機器等の整備、休日夜間急患対策等に関する7事業で、新規掲載事業は、地域医療確保対策事業の1事業です。57ページをご覧ください。「教育の振興」は、学校教育関連施設の改修や、集会施設、体育施設改修、義務教育の充実・強化等に関する21事業です。新規掲載事業は、旧安田小学校校舎改修事業、体育施設改修等事業、学校給食費支援事業の3事業となっております。続いて60ページをご覧ください。「集落の整備」は、集落支援や地域活動支援等に関する6事業で、新規掲載事業は、地域まちづくり支援事業、地域・子ども交流支援事業、地域資源を活用した元気な地域づくり事業の3事業でございます。続いて62ページをご覧ください。「地域文化の振興等」は、史跡寺町廃寺跡整備事業、三次町歴史的地区環境整備事業の2事業を掲載しております。続いて63ページ「再生可能エネルギーの利用の促進」、65ページの「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」につきましては、個別事業の掲載はありません。67ページから最終ページまでは、各項目に掲載をしております「過疎地域持続的発展特別事業」、いわゆるソフト事業を再度掲載したものでございます。計画事業数は全体で224事業、その内訳はハードが162事業、ソフトが62事業となっております。

以上で議案第34号に係る説明とさせていただきます。

よろしくご審査いただきますよう、お願いいたします。

○山田副委員長 はい。質疑を願います。

徳岡委員。

○徳岡委員 えーとですね、まず、20ページですね、ごめんなさい。間違えました、ごめんなさい。ごめんなさい30ページです、ごめんなさい。30ページの「地域における情報化」のところなんですけれども、今回これ、ケーブルテレビ事業の安定稼働により、市内全域の情報通信基盤の確保、及び難視聴の解消を行うということがあるんですけども、これ、そもそもケーブルテレビ事業

ってというのは、情報過疎を防ぐためという目的と、あとは安価で誰もが使えるようにという目的で設立されたと同ってるんですけども、過疎債、過疎対策そのもの、これの事業だと思うんですけども、現在、経営統合や民間譲渡っていうような方向性も示されている中で、この計画においての、このケーブルテレビのあり方っていうものが整合性がとれているのか、その辺りお伺いをします。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 はい。ケーブルテレビ事業につきましては、今回の議案の方に、予算の方にも出ておりますとおり、令和8年度におきましても引き続き、市の方で設備の改修等も行っていく必要がございます。そういった意味でも、今回の活動計画の方にも、事業として計上させていただきますし、その取組についての記載の方もさせていただきます必要がございます。また、これから先の経営統合等につきましてもですね、今後、担当部署の方からまた説明の方もございますとは思いますが、今後の協議の先行きもございますので、そういったところも計画としては、ケーブルテレビ事業としては必要な事業として掲載をさせていただいております。

○山田副委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 これが整合がとれているという認識でいいのでしょうか。ケーブルテレビ事業の安定稼働に向けて、引き続き本市としても取り組んでいくという認識でいいのでしょうか。もう1回、お伺いします。

○山田副委員長 加藤企画調整課長

○加藤企画調整課長 はい。議員おっしゃられましたとおり、ケーブルテレビ事業、難視聴の解消であるとかですね、三次市のためにも必要な事業でございます。経営統合等、今後、形態等はですね、今後変わっていく可能性はございますが、三次市にとってみては、ケーブルテレビ事業が引き続き必要な事業として考えておりますので、過疎計画の方にも計上をさせていただいております。

○山田副委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 最初の本来の目的である過疎の解消っていう部分、情報過疎の解消っていう部分と、あと、安価な形で皆さんに、市民の皆さんに安価に提供、情報提供するという部分に関しても、整合がとれているということで、そのままこの計画で進めていくというところによろしいでしょうか。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 はい。事業の目的としては、同じように引き続き必要なものとして努めていくものでございます。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

掛田委員。

○掛田委員 はい。それではちょっと文書読み上げて、端的に質問させていただこうと思うんですけど。まず計画とアクションプランは違うという認識の中で質問させていただきます。5ページの「人口減少・少子高齢化の進行」のところで、現状と今後の見通しと、それに関わる課題の記載がございます。日本全体で人口減少が進んでおり、国のですね、少子化対策が来年度から功を奏した

としても、出生数が劇的に変わったとしてもですね、人口減少が反転するにはですね、もう四半世紀以上かかると言われております。日本全体で人口減少が進んでいるため、これ、移住政策をやったとしても、これ、パイの取り合いになって、これも限界があると、こういうふうに言われてます。本市の場合ですね、外部環境が変わらない限り、人口が減少していくというトレンドは変わらないと考えております、現状。そういう状況の中で、人口が減少することを前提にした、過疎地域に対する、そういった本市のあり方。こういったものが描かれてないように思うんですけど。この辺りについて、どうしてお考えなのかを、まず1点目として質問させていただきます。

それから47ページなんですけど、これ、「暮らしを支えるための介護保険制度の運営」の追求」というのがあります。で、医療においても同じようなことが言えるんですけど、48ページの8行目の内容で「介護ロボットやICTを活用した業務の改善及び効率化による生産性の向上を図る」とあるが、これ、全くそのとおりだと思っておりますが、実は介護DXですね。介護DXは今年の4月から始まります。これ、ただし全国一律ではなく、2年間の経過措置があり、だから、できる自体はもう今年の4月から、遅くとも令和10年3月までにやってくださいよというような運びになると思われま。だから、この計画期間の中で、いわゆる介護DXだとか医療DX、これが自治体の方にも求められていくんじゃないかと思うんですね。で、すべての自治体がですね、電子申請に変わり、介護情報基盤プラットフォームに変わるので、例えば医師の意見書、全部電子データ、介護保険者証、マイナンバーカードに統合、ケアプランデータ連携システム、こういったこともほぼ義務化されていくんじゃないかと言われておりますが、その辺りですね、表層的な話は私も納得するんですけど、もっと踏み込んだ中身はこの5年間の計画期間の中で、自治体にも求められていくと。そういったところについて触れてないんですけど、そのあたりのお考えはどうなのか、この2点について質問させていただきます。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 人口減少の状況が続くという前提で、計画のところの考え方はというご質問ですけれど、総合計画の方も、三次市において人口減少が今後も残念ながら続いていく、その状況を抑制していくための計画という考え方で総合計画も策定しております、それに基づきます、この過疎計画におきましても、個別の生活基盤整備等が特に中心になりますけれど、それぞれの地域で、住みなれた地域で、引き続き生活できるようにということで、生活基盤等の整備にも過疎債を充当して、計画的に整備をしていこうという考え方で、計画を策定しているものでございます。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 介護につきましてのところですね、介護DXなどの取り組みにつきまして、48ページの記載については、確かに詳細のところまでは書き込めてはおりません。施策の方向性なり、推進の取り組みの方向性について記載をさせていただいておりますので、細かい取り組みまでは記載はしてはおりませんが、おっしゃられましたように、今後、大きく変わっていく分野でもありますので、過疎計画についてはこれまでも、必要となる事業についてはその都度、また議案の方で諮らせていただいて、取組について事業を具体的にさせていただいてきておりますので、また、三次市の方向性として、取り組む方向性の方が事業として固まって参りましたら、またその都度、議案

としてあげさせていただいて、審議をしていただくこととなるものと思っております。

○山田副委員長 掛田委員。

○掛田委員 はい、分かりました。ちょっと先ほどの質問で言い忘れたことがあったんですが、8ページの「厳しい自治体運営への対応」のところがありますが、これ、人口減少・少子高齢化の進行による経済規模の縮小に対してっていうことで、ずっとこう書かれてるんですけども。市民や地域、企業、団体など様々な主体と互いに協働・連携していく体制が重要となってくるということが記載があります。で、私思うんですけど、ちょっとこれ、そこで描かれてる企業とか団体っていうのは、包含されているのかもしれませんが、地域課題が非常に複雑化してきている状況があると思うんですね。その中で、地域の課題の解決策というものに対して、やっぱり外部支援、こういったものを活用していくっていう方法が、もっととられてもいいんじゃないかと思うんですね。そういう視点があつての企業、団体など様々な主体とっていうような話になってるのか、そういう視点がない中で企業、団体というようなね、いわゆる三次市内で企業とか、いろんな団体と連携を取りながらやっていくっていうような、そういうような書き方になってるのか、その辺りはどうなんでしょうか、質問させていただきます。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 はい。おっしゃられるとおり、三次内だけの資源なり、人材なり、そういったものだけでは、もう今から先の、これから先の混沌とした情勢について、全て対応しきれるとは当然思っておりません。様々取り組んでおります官民連携などの取組も含めまして、市外、もしくはもっと大きなような動きも含めましてですね、様々な取組を連携して取り組んでいく必要があるとは考えております。

○山田副委員長 他に質疑ありませんか。

新田委員。

○新田委員 はい。過疎地域持続的発展計画。冒頭の説明の中で、いろんな施策を進めていく、個別計画との整合を図っているというふうに、お話があったと思います。私は気になるのは学校再配置計画、これとの整合はどのように図っておられるんだろうと。この、54ページから「教育の振興」についてありますが、これに触れる部分が見当たらない。

それから、もう1点。57ページに事業計画、これに載せておかないと、いろんな国からの補助金、交付金の問題というふうに言われたと思うんですが、この中に多様化学校の改修や、今後、起ころであろう小規模特認校の施設整備等は、どこに示されているのだろうと。旧安田小学校校舎改修事業というのはここにありますが、今の再配置計画の中には、多様化学校の開設と小規模特認校の開設は計画にのせられている中で、新しくできる2つの学校の事業計画は、この中のどれに当たるのか、或いは載っていないのか、どうなんでしょうか。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 はい。学校のあり方の基本方針等も含めた個別計画との整合を、当然図っておりますけれど、先ほどご説明させていただきましたように、過疎債を充当する計画事業を掲載しておりますので、そういった部分で載ってない部分はございます。で、もう1つご質問されまし

た小規模特認校と学びの多様化学校につきましては、施設のですね、新設、整備をしていくという方針はございますけれど、その部分の事業費等を含めた詳細が決まっておりませんので、この計画事業には、現段階では、掲載をしてないものでございます。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 なお、校舎等のですね、施設の整備事業につきましては、事業計画の中の小中学校改修等事業などにおいてですね、施設等については改修等を行える事業としては掲載がございますので、小中学校の改修、施設等の改修については、この中で包含して行うということは可能となっております。

○山田副委員長 新田委員。

○新田委員 はい。現在は載ってないということは、ここ5年間の中であった場合には、追加して載せることも可能であるというふうに聞いていいですか。小規模特認校は、まだ校舎がどうなるか決まってない。一方で多様化学校は、既に今年度予算に盛り込まれてますよね、校舎改修が。後からでも可能でどうなのかというのと、もう1つ、整合性を図られていますっていうふうに言われたんで、そうですかって聞くしかないんですけど、それは過疎地域の持続的発展計画の全体を見渡したときに、地域から学校が無くなるという部分と、もう1つ、無くなった後の地域をどうするのかという部分の計画も、ちゃんと整合性が図られる必要があるんじゃないかと思いますが、その具体事業は60ページに支援事業等が並べられているけど、それはやっぱり、そういったものをちゃんと意識しての支援事業であるのかどうかという点についてお願いします。

○山田副委員長 はい。加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 さっきの質問の具体的な事業になったときの話ですね、はい。もし、それぞれの事業をですね、立ち上げて、事業として個別に行う必要があるときには、これまでと同じように過疎計画の方の変更が伴いますので、その際には同じようにまた議案として提出をさせていただくこととなります。また、先ほどの小中学校の施設等改修事業の中で行うことが適当である事業であるならば、その中でさせていただくということも可能性としてはございます。それから、その後の地域についてのところは、委員おっしゃられましたとおり、今回、新規に地域まちづくり支援事業や、地域・子ども交流支援事業などですね、あげさせていただいている事業につきましては、こうした学校再配置に伴うその後の地域のあり方などですね、そうした子供との交流も含めて、そうした対応につなげていくものの事業としても、記載をさせていただいております。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは、2点質問させていただきます。まず、30ページをさせていただいて、そのあと53ページだったかな、病院のところをさせていただければと思います。

まず、30ページのですね、下段の「(3)計画」のところ、2つの想定している事業、または施設名のところを言われています。上段の部分では、情報の確保というところで、現状とそして問題点を書いてありますが、現状ですね、この、何が聞きたいかというのと、この「(1)」の「電気通信施設等情報化のための施設」、そして、その下の「過疎地域持続的発展特別事業」については

ですね、デジタル技術活用と書いてあるんですけど、こういった事業を想定されているのかをお聞きしたいと思います。現状、今、ケーブルテレビで言うと、改修事業でしか行われていないという状況の中で、この2つの事業がどのような事業を想定して、計画として組まれているのかお聞きしたいと思います。

53ページなんですけれども、52ページのところには施設の老朽化などへの対応というふうに書いてあるんですけれども、この53ページの病院施設整備事業というのは、今の中央病院の建て替えも含んでいる内容なのか、お聞きしたいと思います。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 はい。先に、53ページの病院施設整備事業のところですけど、これは今おっしゃられたように、改修事業を含んだ内容で事業計上しております。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 30ページの地域情報化事業、ICT利活用推進事業につきましては、地域情報化事業につきましては、ケーブルテレビの、先ほどおっしゃられましたように、改修等についての事業を想定して記載しているものです。また、ICT利活用推進事業につきましては、DXの取組を進めておりますソフト事業ですね、コンビニ交付事業であったりとかですね、そうしたDXの推進につきましては、ICTの利活用についての部分の事業を想定して、記載しているものとなります。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

横光委員。

○横光委員 はい。最初の方ですね、合併当初はみなし過疎、22年に過疎地域になったというふうに記載してありました。で、5年前にですね、この過疎計画のときには、みなし過疎と認定を受けたような思いがあるわけですが、現在どうなってるのか。みなし過疎地域なのか、過疎地域なのかということをお伺いしたいということと、過疎事業の中で、過疎対策ですから、やっぱり人口増ということも考えていかないかと。減少しないということもあると思うんですけども。見させていただくと、ハード事業が非常に多いというふうに見ます。で、本来的にはソフト事業をやりながら、本当に子供を産み育てたい人が生まれるような、三次というものを構築していかないかと。そういう状況がどがい表れているのか、新しい制度があるのかということをお聞きしたいということと、もう1つはですね、14ページ「市町村の財政状況」の中で、過疎対策事業債が平成22年は12億あまりでしたが、27年が26億、2年が23億、そして6年が29億の事業債を借りて使ってらっしゃいますけども、全体的に枠ですよ。三次市がどの程度の起債を借りることができるのかということなんですよね。そこらがどういうふうな状況になっているのかと。中央病院を今から改修するという時に、どれだけの起債を借りることによって、他の事業がどれだけ圧縮されるかということがあると思うんですが、そこら、どのような思いを持っていらっしゃるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 はい。現在の三次市がみなし過疎かどうかというところですけど、当初、

おっしゃられたように、合併後、平成16年の合併後は三次市全域がみなし過疎という指定でございました。その後、平成22年に法律の方が改正をされまして、その間、期限の方が延長された時点です。指定要件が緩和をされて、平成22年の時点で市の方は全部が過疎地域という指定に移行している状況です。今は、ですから、みなしではなく全過疎指定ということになります。

○山田副委員長 加藤企画調整課長。

○加藤企画調整課長 人口への取り組みについてですが、認識としていたしまして、本当に厳しい状況であるということを確認しております。過疎計画においても、移住定住の取組など個別事業も記載をしておりますが、これだけの事業だけで人口の対策がすべて成り立つとは思っておりません。総合的に、あらゆるまちづくりの施策が絡み合っ、効果を発揮するものとは思っておりますが、現状、市においてもですし、県においても、また国においても、なかなか全ての施策で対応しても、この状況が変わって、なかなか好転する見込みは難しいものと認識しております。ただし、何も取り組まなければ前には進みませんので、過疎対策事業債含めて、三次市総合計画に基づくまちづくりを努めて参りたいと思っております。

○山田副委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 過疎債の枠についてのご質問でございますけれども、この5年間の大体平均がですね、全体で約35億円程度でございます。で、病院ですとか下水道事業、公営企業会計についてはですね、本債といって下水道事業債とか、病院事業債とか、その目的の起債がありまして、その半分までは過疎債で借りれるという制度になっています。病院の改修をですね、もしするとなれば、かなりの多額な資金が、過疎債もいるんですけど先ほどの枠の中で、全体の中で調整してやっていくというふうになろうかと思えます。病院事業債の方で基本は借りて、その中で過疎債の方も、全体の事業の中で配分をしていくということになろうかと思えます。

○山田副委員長 横光委員。

○横光委員 先ほど聞かせていただいたのはですね、ハード事業は非常に多いなという思いなんです。で、ソフト事業として、やはり皆さんが本当に人口の取り合いとか、転入転出を社会増減だけでなくして、自然増の方へ向かっていくという取り組みということですね、事業の中で取り組んでいく必要があるんじゃないかと。それがやっぱり、過疎の地域に指定されたところが、取り組んでいく方向じゃないかというふうな思いをするわけですね。そこらところが、新たなものがあまり見えてこないなという思いがするわけなんです。そこらは、どのように取り組んでいくのかということをお聞きしたいなということがあったんと、あと5年間でこの計画、過疎債が切れるわけですが、その後どうなるかというのは、見通しが難しいと思うんですが、病院事業についても、そこらを考えていかなきゃいけないんじゃないかという思いがあったんで聞いたんですが、そのところはどのようなお考えなのか。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 特に子供の出生率を向上させていくという取組では、現行の取り組んでおります施策の方ですね、49ページ以降、掲載をしておりますけれども、この時点では新たに、今回、新規でということには至っておりませんが、今後、状況に応じまして、事業を立案していく上で

すね、過疎債を充当可能なものがございましたら、また、そのところで議会の方に計画の変更等もお願いする状況もあろうかと思えます。過疎法は、やっぱり一番最初の制度上、どうしてもハード事業の方が多かった法律といえますか、対象となっておりますけれども、現在はソフトの事業も認められております。ソフト事業に該当する範囲の中でですね、最大限、市として活用をして、今後の人口減少対策等にも財源の方をですね、活用していきたいというふうに考えております。それから、今後5年後のところなんですけれど、今、大きな見通しというのはもっておりませんが、市としては過疎債がですね、有利な財源でございまして、貴重なものだと思っております。この過疎法については議員立法でございまして、今後また全国市長会でございまして、過疎地域の過疎地域促進連盟等の情報も注視しながら、過疎の、今後5年以降のですね、過疎法の有効な活用ができるように努めて参りたいというふうに考えております。

○山田副委員長 他に質疑ありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 ごめんなさい、聞き忘れていたのもう1点なんですけれども、今回、議会にこれ、説明されるの初めてだと思うんですけれども。過疎のこの計画に関しては、そもそも非常に重要な本市の過疎債を、本市でも非常に大きな財源となりますけれども、非常に大切な計画だと思われるんですけれども、議会の意見反映という部分に関して、どの時点でこの反映をされようとしていたのか。それでパブコメの前に全員協議会等で、これ説明が必要だっただけではないかと思うんですけれども。そもそも、この説明を今の時点でされるということに対して、そういう計画をもってされているのか、それとも、パブコメをとってそれを議会に見ていただいて、それで議会の意見をそれから反映されようとしているのか、ちょっとその辺りのタイムスケジュールを教えてください。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 今回の過疎計画の議案につきましては、今回の過疎法に基づきます10年間の期間の中で、前期の計画の後、それを改定して、今回の計画をまたお諮りをさせていただいているものでございます。そうした考えのもとでですね、議会の方のご意見等につきましては、やはりこの議案としてお示しをさせていただいて、議会の方でご審議をいただきたいということで、今回、ご提案をさせていただいております。

○山田副委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 議会の意見を反映されようとしているのであれば、議案に出される前に説明が必要だったかと思うんですけれども、そういった段階を踏まれなかったのは何故なのか、お伺いをしたいと思います。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 はい。議案として提出させていただくものでございますので、その全てを事前にご説明をさせていただくというのは困難な部分もございます。今回、計画案の、やっぱり議案でございまして、議会の場ですとですね、ご審議をいただきたいということで、今回、ご提案をさせていただいているものです。

○山田副委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の中にも、できる限り住民の意見をしっかりと反映させるっていう一文があるかと思うんですけども。パブコメをとられているっていうことで、住民の声を反映したっていうことに違いはないかと思うんですけども、やはり、議会でもきちんと委員会があって、その中で調査研究できる組織でありますし、そしてちゃんとそれが私たちが市民の代表として、ここに座らせていただいている限り、やはり、議論をしっかりと反映していただくような、今の段階で出されていても、なかなか私たちの意見が反映されるということに繋がらないかと思うんですけども。やはり、そのあたりはしっかりと、こういう計画を出される際は考えていただきたいと思うんですけども。ご所見をお伺いします。

○山田副委員長 笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 はい。おっしゃられたように、この計画について市民の皆さんの意見をお聞かせいただくという考え方のもとに、パブリックコメントを実施をいたしまして、その後、市民の皆さんの付託を受けられていらっしゃる議会の方へ、今回お諮りをさせていただいているものです。全体的にご指摘はですね、受けとめさせていただいて、しっかり今後も議会の皆さんと議論をさせていただくということには努めていきたいというふうに考えております。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

はい。これをもって質疑を終結いたします。執行部の皆さんありがとうございました。

ここで本議案に対して、委員長報告に付すべき意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、総務常任委員会所属の委員については、後程、他の議案とともにお聞きいたします。

それでは挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 はい。それではお諮りいたします。

委員長報告書の作成等につきましては、総務常任委員会での意見を反映した後、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を終了いたします。教育民生、産業建設の委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

なお、総務常任委員会は、引き続き付託された残りの議案審査を行いますので、604会議室にご参集ください。

ここで一旦休憩といたします。

再開は、11時5分といたします。

午前10時50分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月4日

総務常任委員会

委員長 伊藤 芳 則